

令和4年度（2022年度）行政評価シート【個表】

令和 4 年 7 月 27 日

評価対象事業		評価者	地域共生課担当課長 矢作 拓	
共生-14	建築等紛争調整事業	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務	主管課	地域共生課
		<input type="checkbox"/> 法定受託事務	関連課	
総合計画上の位置付け	分野	市民自治	施策の方針	市民自治

1 事業の目的

対象	市民等
意図	建築等に係る紛争の予防及び調整により、良好な近隣関係の保持を図るため。
効果	建築等に伴う紛争を予防し、良好な近隣関係を保持し、安全で快適な生活が送れるようにする。

2 令和3年度(2021年度)に実施した事業の概要

・近隣での建築等に係る紛争の解決に資するため、相談員が「相談」による紛争の調整を行った。なお、「あっせん」や「調停」に付する案件はなかった。
 ・建築等紛争調整委員会の委員へ相談内容等の報告を書面送付により行った。

3 事業を構成する事務事業(最小事業)実績

枝番号	事務事業	実施した主な事業 (主な経費等)	指標(単位)	令和3年度		令和4年度	達成度
				指標(実績値/目標値)		指標(目標値)	
				事業費(決算/当初)(千円)		予算額(千円)	
01	建築等「相談」「あっせん」事業	建築等紛争相談の実施	指標なし	- / -	-	0	-
02	建築等「調停」事業	建築等紛争調停委員会の開催	指標なし	- / -	-	124	-
03	一般事務経費	建築等紛争相談に係る消耗品の購入	-	- / -	-	3	-
04				/			
05				/			
06				/			
07				/			
08				/			
09				/			
10				/			
		財源内訳	国県支出金	/			
			地方債	/			
			その他特定財源	/			
			一般財源	2 /	127	127	
			事業費の合計(千円)	2 /	127	127	
			人件費(千円)		3,573	4,374	

4 この事業に関わる職員数(毎年度4月1日時点)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
正規職員等	1.0	0.3	0.4			
会計年度任用職員	1.0	1.0	1.0			

5 評価結果

(1) 最小事業評価

枝番号	事務事業	指標分析の推移、目標未達の理由	上位施策にどう寄与したか、構成する事業としての妥当性	事業実施上の課題、改善点
01	建築等「相談」「あっせん」事業	指標なし 理由:相談件数の多少によって事業を評価することは適当ではないため	建築等に関する住民と事業者とのトラブルについて相談窓口を設けることで、良好な近隣関係と安全で快適な生活に寄与した。	条例設置当初から年数が経過し、開発条例や建築基準法等の整備が行われたことから、審査(基準)をクリアした建築物に対する、近隣住民の個々の事情による相談に変化しているため、相談者の理解・納得を得るための調整が主な内容になっている。
02	建築等「調停」事業	指標なし 理由:相談件数の多少によって事業を評価することは適当ではないため	相談によって住民と事業者との合意が得られない場合の手段として、紛争解決に寄与した。	なし
03	一般事務経費	消耗品の購入	事務環境の整備	なし
04	0			
05	0			
06	0			
07	0			
08	0			
09	0			
10	0			

(2) 視点別評価

効率性	事業費の削減余地はないか	1 事業費の削減余地はない
	事業の外部化(民営化・業務委託等)はできないか	3 外部化ができる事業はない
	関連・類似する事業の統合はできないか	3 統合できる事業はない
妥当性	各事業の実施に対する市民ニーズはあるか	2 市民ニーズが減少している事業がある
	民間によるサービスで代替できる事業はないか	3 民間によるサービスで代替できる事業はない
有効性	事業の上位施策に向けた貢献度はどうか	1 目的達成のために適切な手段(最小事業)である
公平性	受益者負担は公正・公平か	△.負担未導入
		△-2 受益者はいるが、今後も公費により全額市が負担すべきものである
協働	市民等と協働して事業を展開しているか	△.協働未実施
		△-2 市民等と協働して実施する事業はない 協働実施済の場合のパートナー

(3) 総合評価 ※最小事業評価を踏まえて、今年度以降の取組方針等を記載する

【今後の方針】	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 改善・変更	<input checked="" type="checkbox"/> 現状維持	<input type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 休止・廃止
<p>①法律上の基準を満たしている建築及び開発に関する要望が相談として寄せられる。このため、民事間の問題で行政が関われない、立ち入れない部分を相談員が公正・中立な立場で調整し、補完する機能を担っている。</p> <p>②相談員が間に入るにより、当事者同士の紛争に至る前に解決又は一定の納得度を相談者が得られると考えられ、安全な住環境及び良好な近隣関係の構築に寄与している。</p>					

【参考】

◎事業実施に係る主な指標

指標(単位)							単位	
指標設定理由	年次	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
	目標値							
	実績値							
	達成率							

指標(単位)							単位	
指標設定理由	年次	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
	目標値							
	実績値							
	達成率							

◎他市比較・ベンチマーク(県内外自治体など他自治体や民間団体との比較値)

比較事項	上段: 建築紛争相談件数(令和3年度)、下段: 人口(令和3年4月1日現在)							
団体名	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	平塚市	小田原市	逗子市		
他市実績	3	3	4	—	0	0		
	172,694	438,968	242,371	258,075	188,375	57,055		

当該事業実施に伴う 他市比較に関する考え方	相談件数について、建築紛争相談件数を人口で除し算出した人口一人当たり利用割合が本市は0.002%であり、近隣市と同様に市民ニーズは低い事業ではあるが、建築等紛争調停事業が事業者に対し紛争の未然防止(抑止力)となっている。
--------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------